

平成30年11月8日

まちづくり委員会資料

川崎市都市公園条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

「川崎市都市公園条例の一部改正」に伴う パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、都市公園法及び同施行令の一部改正（平成 29 年 6 月）に伴い、公園内において公募設置管理制度の導入及び保育所その他の社会福祉施設の占用を可能とする、川崎市都市公園条例、及び都市公園の占用許可に関する審査基準の一部改正について、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、21 通（意見総数 44 件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市都市公園条例の一部改正等」について
意見の募集期間	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 平成 30 年 10 月 5 日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	市ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、各区役所道路公園センター、建設緑政局緑政部みどりの企画管理課他）
結果の公表方法	市ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、各区役所道路公園センター、建設緑政局緑政部みどりの企画管理課他）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	21 通（44 件）	
内訳	電子メール	5 通（11 件）
	FAX	3 通（20 件）
	郵送	8 通（8 件）
	持参	5 通（5 件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、公募設置管理制度及び保育所その他の社会福祉施設の占有に関して、案の趣旨に沿った意見のほか、公園の機能確保、占有許可の必要性、手続きにおける市民意見の反映に関する御意見等が寄せられました。

御意見については、おおむね本市の考え方の趣旨に沿ったものであることから、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のとおり、条例の一部改正等の手続きを進めます。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、市の考えを説明するもの
- E その他

● 御意見の件数と対応区分・具体的内容

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 公募設置管理制度に関する事		6	1	5		12
(2) 保育所その他の社会福祉施設の占有に関する事		15		7		22
(3) 公園の機能に関する事				7		7
(4) その他				1	2	3
合 計		21	1	20	2	44

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

(1) 公募設置管理制度に関すること (12件)

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	民活による整備後、維持管理も事業者に行わせるべき。	本制度は、民間資金の活用により市の財政負担の軽減を図る目的を有することから、 公募にあたっては、公園機能の確保や、特性などを踏まえた上で、効率的・効果的な管理運営が図られるよう、維持管理の範囲について定めてまいりたいと考えています。	B
2	カフェやレストランを作りっぱなしにしないで、行政が民間の取り組みに対して厳密なチェック機能を果たすことが必要。	事業実施期間中に年間1回以上の定期的な報告を求めるなど、事業者が施設の維持管理等を適正に実施しているか、許可後においても行政が事業内容を把握し、必要な指導を行ってまいります。	B
3	公園の管理運営などに携わっている市民の方々と共に、公園の利用者の意見も反映して欲しい。	公募設置等指針の策定にあたっては、地域関係者への説明を行い、意見を聴き、反映したいと考えています。	B
4	公園の魅力向上やイメージ向上につながるようなカフェ・レストランは積極的に誘致して欲しい。 (同趣旨の意見 1件)	公園機能の確保や、特性などを踏まえた上で、賑わい創出や魅力向上、効率的・効果的な整備、管理運営に向け、制度を活用してまいります。	B
5	公募設置管理制度の中で、公募対象公園施設(カフェ・レストランなど)を建設する場合にも許可使用料を徴収し、現行のものより高く設定すべき。	公募設置管理制度においては、都市公園法第5条の7第3項により、使用料は、条例に定める額を最低額として、公募で事業者が提案した額を徴収することとなります。	B
6	自転車置き場の架台は集客の最大見込み数に合わせる必要がある。	利便増進施設としての自転車駐車場の収容台数は、公園の規模、立地等を踏まえ、公園の利用を阻害しない範囲内で過大なものとならないようにする必要がありと考えています。	C

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
7	公園の利用を促進するため、スポーツ用具の倉庫（管理費用は利用料金、不足分は市の予算で補填）、バーベキュー施設（有償）を設置する。	公園施設の設置については、公園機能の確保や、特性などを踏まえた上で、賑わい創出、魅力向上につながるよう取り組んでまいります。	D
8	公募設置管理制度の流れで、「評価・選定」には市民の声も反映されるようにして欲しい。	評価・選定にあたっては、都市公園の特性や想定する事業内容等に応じて、必要な分野の専門家及び市民を含めて構成される委員会の設置等を検討しています。	D
9	サウンディングをして欲しい公園としては、麻生区の王禅寺ふるさと公園があります。ここは近隣にも休憩するようなお店もありませんし、スペースも工夫次第で供出できる場所があると思います。	制度の活用にあたっては、公園機能の確保や、特性などを踏まえた上で、賑わい創出、魅力向上に向けて、地域住民や公園利用者の意見を踏まえながら、活用の可能性も含め、検討してまいります。	D
10	飲食店などの民間参入は、できるだけ公平性・透明性をもって検討していただきたい。	制度運用にあたっては、公平性・透明性が保たれるよう、公園管理者が適正な公募を実施するとともに、必要な分野の専門家及び市民を含めて構成される委員会を設置するなどにより、事業者を評価・選定してまいります。 なお、許可後においても、事業者に対して、事業の内容について把握し、必要な指導を行ってまいります。	D
11	行政は目先の収入に惑わされることなく、長い目で市民の信頼を得るような事業をお願いしたい。	公園機能の確保や、特性などを踏まえた上で、賑わい創出、魅力向上、効率的・効果的な管理運営に取り組んでまいります。	D

(2) 保育所その他の社会福祉施設の占用に関すること (22件)

1 2	<p>保育所について、周辺住民にはきちんと説明し、地域の声に応えられる制度として欲しい。</p> <p>(同趣旨の意見 1件)</p>	<p>公園に保育所その他の社会福祉施設を設置するには、将来的な保育需要を踏まえ施設設置の必要性があり、かつ公園以外に適地がないことが要件であることを社会福祉施設所管部局に周知するとともに、地域住民や公園利用者等に十分な説明を図りながら手続きを進めることを社会福祉施設所管部局、事業者に対して求めてまいります。</p>	B
1 3	<p>子供たちの安全を優先してもらいたい。事故等のトラブル発生も考えられるので、施設利用者専用の園庭などオープンスペースを設けるべき。</p> <p>(同趣旨の意見 3件)</p>	<p>園庭等の施設利用者のためのオープンスペースについては、当該公園の利用に支障がない範囲内において、必要最小限で占用区域に含めることができるものと考えています。</p>	B
1 4	<p>業務用車両等の駐車場は必要。地域住民や公園利用者等の理解とは何か。</p>	<p>業務上必要な駐車場については、当該公園の利用状況等を考慮の上、必要最小限で占用区域に含めることができるものと考えています。</p> <p>なお、地域住民及び公園利用者等の理解とは、町内会・自治会、公園管理運営協議会、公園愛護会等の活動団体、及び当該公園を定期的に利活用している団体に対して、占用許可に際し、事業者から十分な説明、周知がなされていることを指します。</p>	B
1 5	<p>保育所の設置は、空き家を利用したり、公園以外に建設予定地が見つからない場合に限るなど、憩いの場である公園は広くのびのび使えるようにしていただきたい。</p> <p>(同趣旨の意見 2件)</p>	<p>保育所その他の社会福祉施設の占用許可にあたっては、周辺の土地利用の状況から公園以外に適地がなく、公園に占用することが必要やむを得ない場合に許可するものと考えています。</p>	B

16	<p>公園の面積でも一定の広さがある公園など限られてくると思います。公園内の広場面積の30%は妥当。</p>	<p>施設の占有面積は、建築物だけでなく当該施設のために設ける当該施設専用のオープンスペース、業務用駐車場等を含めた合計面積とし、当該公園の利用状況等を考慮の上、都市公園法施行令第16条第1項第6の2号に規定する技術的基準の範囲内で必要最小限のものとしします。</p>	B
17	<p>保育所、高齢者施設などの民間参入はできるだけ、公平性・透明性をもって検討していただきたい。</p>	<p>占有許可の申請者は、社会福祉施設所管部局が作成する事業計画に基づき公募し、評価・選定した事業者とするものです。</p> <p>占有許可にあたっては、設置後の管理運営についても、事業者に対し適正な管理を指導してまいります。</p>	B
18	<p>保育所の設置期間は必要最低限にして欲しい。 (同趣旨の意見 2件)</p>	<p>保育所その他の社会福祉施設については、一定期間長期にわたって設けられることが想定される他の占有物件同様、都市公園法施行令第14条第1号において最長年限を10年と定められています。</p> <p>また、更新においても、同様に10年を超えることができないとされており、改めて占有許可に関する審査基準を満たすものに限り許可を行うものとしします。</p> <p>占有の許可にあたっては、許可の期間は必要最低限としします。</p>	B
19	<p>保育園は入園待ちの人数も一定数ありますし、ビルの一室で園庭もない保育園よりは公園内の方が良いと思います。 (同趣旨の意見 1件)</p>	<p>保育所その他の社会福祉施設の占有許可にあたっては、周辺の土地利用の状況から公園以外に適地がなく、公園に占有することが必要やむを得ない場合に許可するものと考えています。</p>	D

20	<p>公園に幼児や老人の施設ができたら、その施設の庭のように使われ、みんなが楽しく遊べなくなるのでは。 (同趣旨の意見 1件)</p>	<p>保育所その他の社会福祉施設の設置にあたっては、周辺の土地利用の状況から公園以外に適地がなく、公園に占用することが必要やむを得ない場合に認めるものと考えています。</p> <p>また、占用の許可にあたっては、社会福祉施設所管部局が実施する公募等において、周辺の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、公園の機能増進が図られることを要件とします。</p>	D
21	<p>保育所その他の社会福祉施設の占用の要件として、都市公園の機能の増進の具体例を示して欲しい。</p>	<p>公園の機能の増進とは、例えば、保育所の設置により、公園が園児やその保護者を含めた地域コミュニティの場となることや、また、施設の一部を地域に開放するなど、公園の利用が促進されることなどを想定しています。</p>	D
22	<p>保育所等の占用関係の手続きの流れについて、具体的に示して欲しい。</p>	<p>手続きの流れは以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本市の社会福祉施設所管部局が公園管理者と事前協議 ②本市の社会福祉施設所管部局が事業計画を作成し、地域関係者に説明 ③本市の社会福祉施設所管部局が事業者を公募し、選定 ④事業者が占用許可の申請をし、公園管理者が許可 ⑤事業者が地域関係者に報告 ⑥事業者が施設の設置、管理運営 	D
23	<p>社会福祉施設を設置する必要があるのなら、公園の位置付けから外せば、複雑な手続きなども簡素化される。</p>	<p>周辺の土地利用の状況から、公園の効用を阻害しない範囲内で、公園の土地の一部を社会福祉施設にも活用することで公園の機能の増進が図られることから、公園内の占用を許可するものです。</p>	D

(3) 公園の機能に関すること (7件)

24	<p>公園緑地は市民生活にとって必要不可欠である。占用を認める場合でも、公園の樹木などを必要以上に切らなくて済むよう、また災害時の避難所等のオープンスペース機能を損なうことのないよう最小限の範囲となるようお願いいたします。</p> <p>(同趣旨の意見 6件)</p>	<p>公園は、市民の活動や憩いの場となるほか、良好な都市環境の形成や都市の安全性の向上に寄与するなど多様な機能を有しており、都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしています。制度運用にあたっては、地域住民や公園利用者等の御意見を伺うとともに、従来の公園機能の確保や、公園の地域特性などへの配慮が必要と考えています。</p>	D
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(4) その他 (3件)

25	<p>条例の運営に当たっては、市民の意見を「基本条件」とするために、「委員会」を設置して、積極的に公募市民を参加させ、画一的な条件設定ではなく、個々の事案毎の「最適解」としての条件を決めていただきたい。</p>	<p>公園緑地の管理運営に関することについては、学識経験者と公募による市民委員で構成される環境審議会緑と公園部会に報告、御審議いただき、意見を伺いながら、取り組んでおります。</p>	D
26	<p>公園は用途が多様であるため、その目的を損なわない限り共同使用を認めることが必要である。当事者同士の直接交渉があれば、新たに有機的な運用案が案出されることも含め十分な検討が必要である。</p> <p>(同趣旨の意見 1件)</p>	<p>公園においては地域の多様な主体による柔軟な利活用が重要と考えています。</p> <p>このため様々な利用ニーズへの対応に向けた多様な主体による地域のルール作りを促進するなど、公園のさらなる利活用、魅力向上に向けて努めてまいります。</p>	E

川崎市都市公園条例の一部改正について

1 都市公園法等の一部改正概要

背景

社会の成熟化、価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、都市のため、地域のため、市民のために緑とオープンスペースが持つ多様性を、最大限に引き出すため、都市公園の再生・活性化を目的として、都市公園法等の一部改正（平成29年6月15日施行）

⇒ (主な内容) 公募設置管理制度の創設、保育所等の占用物件への追加

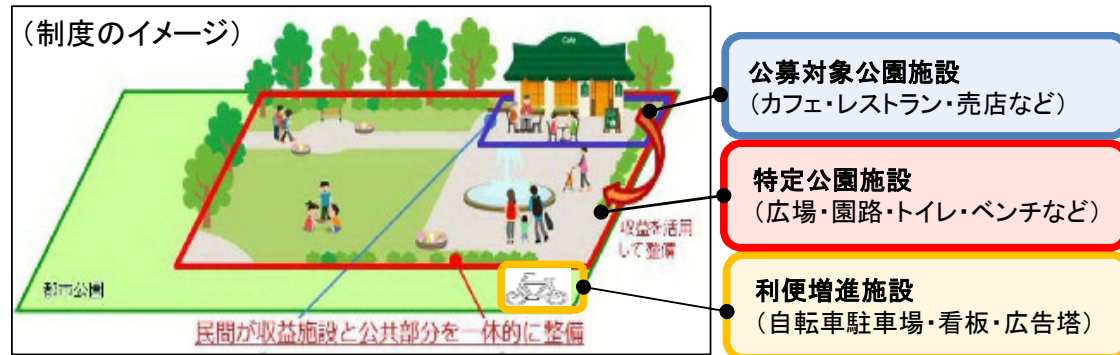
(1) 公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

ア 制度概要

- ・都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的に、飲食店、売店等の公園施設の設置・管理を行う民間事業者を公募により選定
- ・事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者に対して都市公園法の特例措置を適用

イ 特例措置

- ① 建ぺい率の緩和(2%に加え、10%上乘せ)
- ② 自転車駐車場、看板、広告塔の占用
- ③ 設置管理許可期間の更新(上限20年の範囲内)



(2) 保育所その他の社会福祉施設の占用物件への追加

ア 概要

地域課題の解消に向けて、オープンスペース機能を損なわない範囲で、保育所等社会福祉施設の設置を可能とするもの

占用が可能となる主な施設

- ・保育所
- ・身体障害者福祉センター
- ・老人デイサービスセンター
- 等

イ 占用の要件

都市公園本来のオープンスペース機能を確保しつつ、周辺の土地利用の状況から、都市公園の土地を有効に活用することで都市公園の機能の増進が図られること。

ウ 技術的基準

- ・広場の占用 敷地面積の合計が、公園全体の広場の面積の30%以内
- ・既存建築物内の占用 床面積の合計が、当該建築物の延べ床面積の50%以内

2 本市の対応

(1) 公募設置管理制度の活用

ア 公園等への民間活力導入に向けた方針(「川崎市緑の基本計画」)

- ・公園の質を高めるため、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出
- ・公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現
- ・民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営を推進

⇒ 公園の賑わい創出や魅力向上、効率的・効果的な維持管理に向けて、制度を活用する。

イ 制度活用に向けた基本的な考え方

- ・再編整備実施時に民間のノウハウを活用し、効率的、効果的な整備、管理運営を推進
- ・近隣公園など一定規模以上の公園や、主要駅近郊など立地特性に優れた公園を中心に、多様なニーズを踏まえた上で取組を実施
- ・導入に当たって、従来の公園機能の確保、公園の特性などに配慮した取組を実施

ウ 制度活用に向けた各施設の考え方

公募対象公園施設	公園の魅力向上、地域ニーズに沿った賑わいの創出が図られるとともに財政負担の軽減に資すること。
特定公園施設	公募対象公園施設との一体的な整備・維持管理などにより、公園の機能の増進、質の向上が図られるものであること。
利便増進施設	公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民や公園利用者の利便の増進に資するものであること。

(2) 保育所その他の社会福祉施設の占用許可

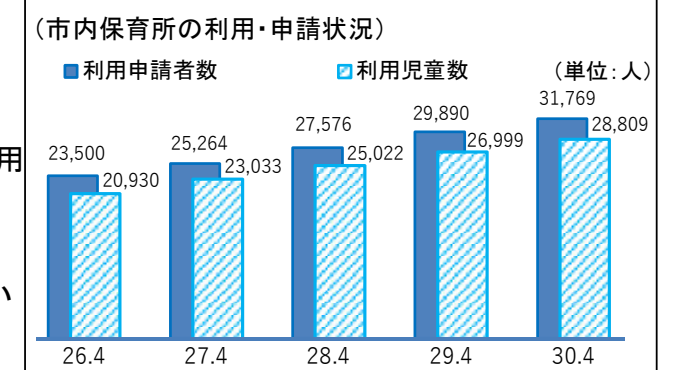
公園の管理・運営に対する考え方

・「川崎市緑の基本計画」

多様なニーズに対応した公園の柔軟な利活用

【多様なニーズの例】

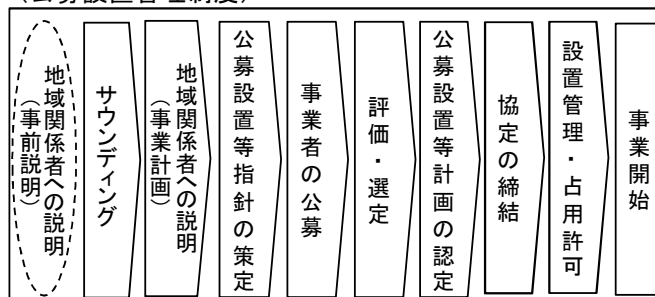
- ・本市の子育て環境の状況
- 子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加に伴い、保育需要が増加



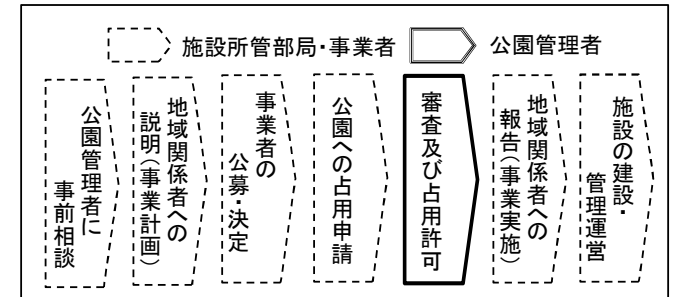
⇒ 地域課題解消、地域コミュニティ形成に向けて、公園本来の機能を損なわない範囲で占用を認める。

(参考) 手続きの流れ

(公募設置管理制度)



(保育所等の占用)



川崎市都市公園条例の一部改正について

3 川崎市都市公園条例の改正概要

(1) 公募設置管理制度の活用

ア 建ぺい率の緩和

公募対象公園施設である建築物を設ける場合は、建ぺい率を原則2%に加え、10%を限度として上乗せすることができる(参酌基準のとおり)。

イ 占用料の設定

利便増進施設である自転車駐車場、看板及び広告塔について、占用料を設定する。

(2) 保育所その他の社会福祉施設の占用

保育所その他の社会福祉施設について、占用料を設定する。

4 都市公園の占用許可に関する審査基準の改正概要

条例改正に伴い、審査基準の改正を実施

(1) 公募設置管理制度の活用

利便増進施設

事業の収益性を高めるとともに、公募対象公園施設の周辺に設置することが、地域住民や公園利用者の利便の増進に資するもの

- ・自転車駐車場
- ・地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔
(以下「看板・広告塔」という。)



ア 利便増進施設の占用許可に関する審査基準の考え方

- ・地域住民、公園利用者の利便の向上に寄与すると認められるものであること。
- ・公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないこと。
- ・自転車駐車場は、公園の外周に接するなど、できる限り利用に支障のない場所に設けること。
- ・看板・広告塔は、公園の自然環境の維持や景観形成に寄与するものであること。

イ 基準の骨子案

項目	区分	基準案
占用者	共通	公募により選定された事業者であること。
占用許可の期間	共通	10年を上限とする。ただし、事業の期間の範囲内で更新を可能とすること。
占用許可の対象となる物件	自転車駐車場	自転車、原動機付自転車を対象とし、広く一般の利用に供すること。
	看板・広告塔	公園内のイベント開催に関する情報などを提供するものであること。
占用物件の場所	共通	公園の利用に支障がない場所であること。
占用物件の構造・規模	自転車駐車場	公園利用者と自転車が接触することがないよう安全上の配慮を図ること。
	看板・広告塔	屋外広告物条例等、関係法令に適合するものであること。

(2) 保育所その他の社会福祉施設の占用

ア 保育所その他の社会福祉施設の占用許可に関する審査基準の考え方

- ・公園に占用することが必要やむを得ないと認められること。
- ・公園利用に支障が無く、公園機能の増進が図られること。
- ・地域住民及び公園利用者等に十分に説明し、周知を図ること。
- ・公園への影響を抑えるため、占用面積は必要最小限であること。

イ 基準の骨子案

(ア) 占用者

占用者は、本市又は公募により選定された者とする。

(イ) 占用の対象とする公園の考え方

各施設のニーズを踏まえ、立地条件、広さ、及び利用状況などを勘案し、制限を設ける。

種別	箇所	設置目的	考え方
総合公園	4	市民全般の総合的な利用(標準:10ha~50ha)	公園面積は比較的大きく、建築物の占用を認めても一定の広場面積の確保が可能である。
地区公園	6	徒歩圏内に居住する者の利用(標準:4ha)	
近隣公園	32	近隣に居住する者の利用(標準:2ha)	一定の規模はあるが、利用者や管理への影響を考慮する必要がある。
街区公園	956	街区に居住する者の利用(標準:0.25ha)	標準とする面積が比較的小さい、利用者や管理に与える影響が大きい。

※特殊公園(植物園、墓地を含んだ公園)、運動公園、都市林等は対象外とする。

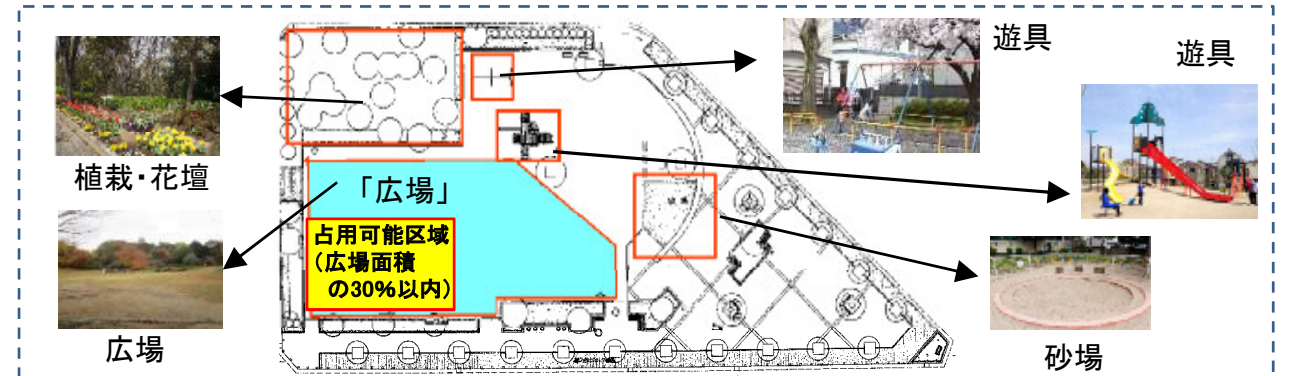
(ウ) 占用物件の規模(付帯施設を含む。)

【占用施設の規模に関する技術的基準】

- 広場 : 施設の敷地面積の合計が、公園全体の広場の面積の30%以内
- 建築物内: 施設の床面積の合計が、当該建築物の延べ床面積の50%以内

- ・占用物件の場所は、遊具、植栽帯等の公園施設を除く一定のまとまりのある広場内とする。
- ・占用物件の規模は、政令の範囲内とする。

(公園のイメージ図)



川崎市都市公園条例の一部改正について

(エ) 主な付帯施設

(考え方)

- 公園への影響を抑えるため、占用面積は必要最小限であること。

【オープンスペース】

施設利用者のためのオープンスペースは、占用区域内には設けず、公園の広場等を使用するものとする。

ただし、屋上園庭の設置や地域住民及び公園利用者等の理解が得られた場合はこの限りでない。

【駐車場】

施設利用者のための駐車場は占用区域内に設置できないものとする。

ただし、各施設の設置基準において、設置が義務付けられている場合、業務用車両の利用が見込まれる場合、地域住民及び公園利用者等の理解が得られた場合はこの限りでない。

【自転車駐車場】

施設利用者用のための駐輪場は、必要最小限の範囲で占用区域内に設置できるものとする。

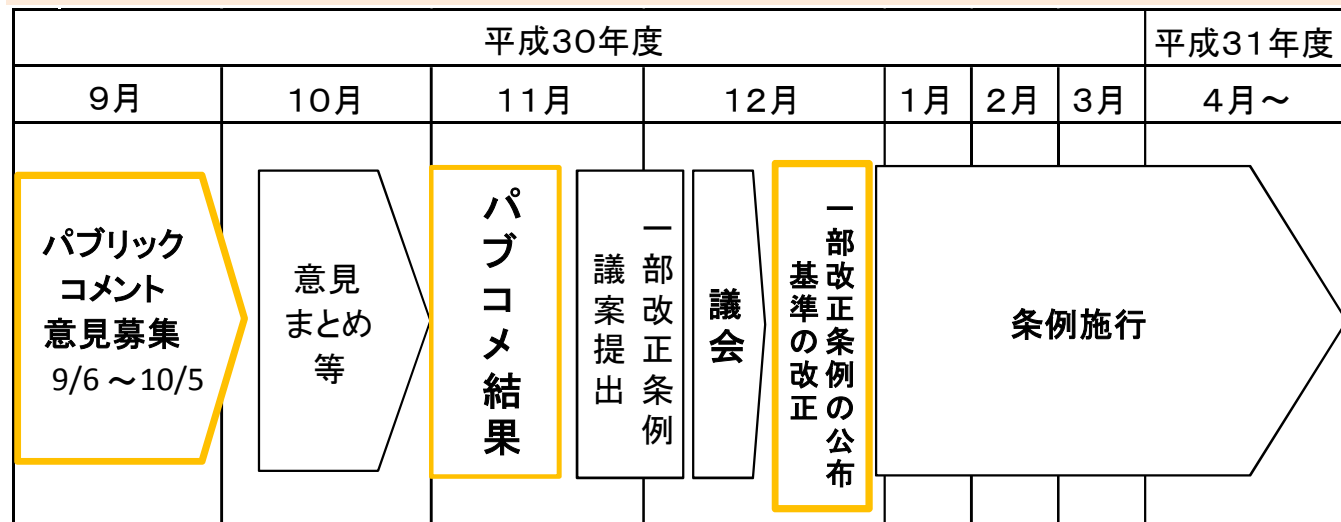


屋上園庭(東京都荒川区)



駐輪場のある保育所(川崎市高津区)

5 今後のスケジュール



6 他都市の動向

(1) 公募設置管理制度の活用状況

ア 条例改正の状況(平成30年7月末現在)

① 建ぺい率の緩和	政令指定都市19都市のうち	参酌基準のとおり(10%上乗せ)改正済	13都市
		改正を検討中	6都市
② 利便増進施設の占用料の設定	政令指定都市19都市のうち	改正済	3都市
		未改正(検討中又は既存条例で対応等)	16都市

イ 事例

北九州市(勝山公園・公園面積20.1ha)

- ・供用開始 平成30年7月
- ・事業期間 20年
- ・公募対象公園施設 飲食・物販を行う便益施設(建築面積199.61㎡)
- ・特定公園施設 パーゴラ、サークルベンチ等
- ・利便増進施設 なし

名古屋市(久屋大通公園・公園面積15.7ha)

- ・供用開始 平成32年(予定)
- ・事業期間 20年
- ・公募対象公園施設 物販、飲食、サービス業の施設(建築面積5,400㎡)
- ・特定公園施設 園路、広場、テラス、水盤、トイレ等
- ・利便増進施設 自転車駐車場、看板



北九州市(勝山公園)



名古屋市(久屋大通公園)

(2) 保育所その他の社会福祉施設の設置状況

ア 条例改正の状況

占用料の設定	政令指定都市19都市のうち	改正済	7都市
		未改正(検討中又は既存条例で対応等)	12都市

イ 事例

- (開設予定)
- ・東京都港区(港南緑水公園) 平成30年12月 認可保育所
- ・東京都日野市(浅川スポーツ公園) 平成31年 4月 認可保育所
- ・福島県田村市(御前池公園) 平成32年 4月 認可保育所